

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 総則

金融業務の定義に係る規定を廃止すること。

(第三条関係)

第二 産業の振興のための特別措置

一 航空機燃料税の軽減

沖縄島、宮古島、石垣島若しくは久米島と沖縄以外の本邦の地域（一定の地域を除く。）との間を航行する航空機又は沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機で運送の用に供されるものに積み込まれる航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）第二条第二号に規定する航空機燃料料については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、航空機燃料税を軽減するものとする。

(第二十七条関係)

二 情報通信産業振興計画等

情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区の指定等に係る規定を廃止し、新たに次の措置を講じるものとする。

1 情報通信産業振興計画の作成等

(一) 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画（以下「情報通信産業振興計画」とい

う。)を定めることができるものとする。こと。
(第二十八条第一項関係)

(二) 情報通信産業振興計画は、情報通信産業の振興を図るため沖縄県が情報通信産業振興地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容その他所要の事項について定めるものとする。こと。
(第二十八条第二項関係)

(三) (二)に掲げる事項のほか、情報通信産業振興計画には、(二)の措置の実施を通じて情報通信産業の振興が図られることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。こと。
(第二十八条第三項関係)

(四) 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならないものとする。こと。
(第二十八条第四項関係)

(五) 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならないものとする。こと。
(第二十八条第五項関係)

(六) 主務大臣は、(五)の規定により情報通信産業振興計画の提出があつた場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならないものとする。こと。
(第二十八条第六項関係)

(七) 主務大臣は、(五)の規定により提出された情報通信産業振興計画が沖縄振興基本方針(以

下「基本方針」という。)に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができるものとする。 (第二十八条第七項関係)

2 情報通信産業振興計画の実施状況の報告等

(一) 沖縄県知事は、1(五)の規定により提出された情報通信産業振興計画(以下「提出情報通信産業振興計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。 (第二十九条第一項関係)

(二) 主務大臣は、1(二)の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを求めることができるものとする。 (第二十九条第二項関係)

(三) 主務大臣は、(二)の期間が経過した後においてもなお1(二)の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出情報通信産業振興計画の廃止又は変更を勧告することができるとすること。 (第二十九条第三項関係)

3 情報通信産業特別地区における事業の認定

(一) 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有す

るものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができるものとする。

(第三十条第一項関係)

(二) 沖縄県知事は、(一)の認定を受けた法人が(一)に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする。

(第三十条第二項関係)

(三) 沖縄県知事は、(一)の認定をしたとき、又は(二)の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならないものとする。

(第三十条第三項関係)

4 課税の特例

(一) 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人について、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(第三十一条第一項関係)

(二) 3 (一)の認定を受けた法人の特定情報通信事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(第三十一条第二項関係)

5 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置について定めること。
(第三十二条関係)

6 資金の確保等及び公共施設の整備

国及び地方公共団体は、事業者が行う提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。及び当該区域における情報通信産業又は情報通信技術利用事業の振興を図るために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

(第三十三条及び第三十四条関係)

三 国際物流拠点産業集積計画等

国際物流拠点産業集積地域の指定等に係る規定を廃止し、新たに次の措置を講じるものとする。

1 国際物流拠点産業集積計画の作成等

(一) 沖縄県知事は、国際物流拠点産業の集積を図るための計画（以下「国際物流拠点産業集積計画」という。）を定めることができるものとする。 (第四十一条第一項関係)

(二) 国際物流拠点産業集積計画は、国際物流拠点産業の集積を図るため沖縄県が国際物流拠点産

業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容その他所要の事項について定めるものとする。

(第四十一条第二項関係)

(三) (二)に掲げる事項のほか、国際物流拠点産業集積計画には、(二)の措置の実施を通じて国際物流拠点産業の集積が図られることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。

(第四十一条第三項関係)

(四) 沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならないものとする。

(第四十一条第四項関係)

(五) 沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならないものとする。

(第四十一条第五項関係)

(六) 主務大臣は、(五)の規定により国際物流拠点産業集積計画の提出があつた場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならないものとする。

(第四十一条第六項関係)

(七) 主務大臣は、(五)の規定により提出された国際物流拠点産業集積計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができるものとする。

(第四十一条第七項関係)

2 国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等

(一) 沖縄県知事は、1(五)の規定により提出された国際物流拠点産業集積計画（以下「提出国際物流拠点産業集積計画」という。）の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。 (第四十二条第一項関係)

(二) 主務大臣は、1(二)の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを求めることができるものとする。 (第四十二条第二項関係)

(三) 主務大臣は、(二)の期間が経過した後においてもなお1(二)の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出国際物流拠点産業集積計画の廃止又は変更を勧告することができるものとする。 (第四十二条第三項関係)

3 国際物流拠点産業集積地域における事業の認定

(一) 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において所要の事業を行おうとする者であつて政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができるものとする。 (第四十三条第一項関係)

(二) 主務大臣は、(一)の認定をしたとき、又は認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を沖縄県知事に通知しなければならないものとする。 (第四十三条第四項関係)

(三) 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において(一)の認定(所要の事業に係るものに限る。)を受けた法人で、当該区域内において設立され、当該区域内において特定国際物流拠点事業を営むものは、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができるものとする。 (第四十四条第一項関係)

(四) 沖縄県知事は、(三)の認定を受けた法人が(三)に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする。 (第四十四条第二項関係)

(五) 沖縄県知事は、(三)の認定をしたとき、又は(四)の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならないものとする。 (第四十四条第三項関係)

4 指定保税地域等

(一) 財務大臣は、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内

の土地又は建設物その他の施設で国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを、同法第三十七条第一項に規定する指定保税地域として指定するものとする。

(第四十五条第一項関係)

(二) 税関長は、3(一)の認定(所要の事業に係るものに限る。)を受けた者が提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において所有し、又は管理する一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設(以下「施設等」という。)において当該認定に係る施設の集積の程度が高く、かつ、関税法第六十二条の八第一項各号に掲げる行為が総合的に行われることが見込まれる場合において、同法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該施設等のうち必要と認められる部分につき、同項に規定する総合保税地域の許可をするものとする。

(第四十五条第二項関係)

(三) 税関長は、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、3(一)の認定(所要の事業に係るものに限る。)を受けた者に対し、当該認定に係る事業の用に供する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設のうち必要と認められる部分につき、同法第四十二条第一項に規定する保税蔵置場、同法第五十六

条第一項に規定する保税工場又は同法第六十二条の二第一項に規定する保税展示場の許可をす
るものとする。 (第四十五条第三項関係)

5 手数料の軽減

税関長は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、4(二)の規定により総合保
税地域の許可を受けた者及び4(三)の規定により保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可を受
けた者が関税法第百条の規定により納付すべき当該許可の手数料を軽減することができる。

(第四十六条関係)

6 課税物件の確定に関する特例

4(二)の規定により許可を受けた総合保税地域又は4(三)の規定により許可を受けた保税工場
(3(一)の認定(所要の事業に係るものに限る。))を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項
の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなさ
れる場所で、当該認定に係る事業の用に供する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流
拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。)における同法第五十六条第一項
に規定する保税作業による製品である外国貨物が輸入される場合における当該外国貨物に係る関税の
確定については、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)で定めるところにより、関税法第

四条第一項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用することができるものとする。

(第四十七条関係)

7 課税の特例

(一) 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人について、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(第四十八条第一項関係)

(二) 3 (三) の認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(第四十八条第二項関係)

8 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置について定めること。

(第四十九条関係)

9 資金の確保等及び公共施設の整備

国及び地方公共団体は、事業者が行う提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産

業集積地域の区域内の事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。及び当該区域における企業の立地を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

(第五十条及び第五十一条関係)

四 経済金融活性化特別地区

金融業務特別地区に係る規定を廃止し、新たに次の措置を講じるものとする。

1 経済金融活性化特別地区の指定

(一) 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴いて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができるものとする。

(第五十五条第一項関係)

(二) 沖縄県知事は、(一)の申請をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならないものとする。

(第五十五条第二項関係)

(三) 内閣総理大臣は、経済金融活性化特別地区を指定するときは、当該経済金融活性化特別地区の名称及び区域を官報で公示しなければならないものとする。

(第五十五条第三項関係)

(四) 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、経済金融活性化特別地区の指定を解除し、又

はその区域を変更することができるものとする。 (第五十五条第四項関係)

(五) (四)に定める場合のほか、内閣総理大臣は、経済金融活性化特別地区の区域の全部又は一部が1に規定する政令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴いて、当該経済金融活性化特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができるものとする。 (第五十五条第五項関係)

2 経済金融活性化計画の認定

(一) 沖縄県知事は、基本方針に即して、経済金融活性化特別地区における経済金融の活性化を図るための計画(以下「経済金融活性化計画」という。)を定め、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。 (第五十五条の二第一項関係)

(二) 経済金融活性化計画は、経済金融の活性化を図るため沖縄県が経済金融活性化特別地区において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容その他所要の事項について定めるものとする。 (第五十五条の二第二項関係)

(三) (二)に掲げる事項のほか、経済金融活性化計画には、(二)の措置の実施を通じて経済金融が活性化されることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。

(第五十五条の二第三項関係)

(四) 沖縄県知事は、経済金融活性化計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならないものとする。 (第五十五条の二第四項関係)

(五) 内閣総理大臣は、経済金融活性化計画が所要の基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 (第五十五条の二第五項関係)

(六) 内閣総理大臣は、(五)の認定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならないものとする。 (第五十五条の二第六項関係)

(七) 内閣総理大臣は、(五)の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならないものとする。 (第五十五条の二第七項関係)

3 経済金融活性化計画の変更

沖縄県知事は、2(五)の認定を受けた経済金融活性化計画(以下「認定経済金融活性化計画」という。)の変更をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならないものとする。 (第五十五条の三関係)

4 報告の徴収

内閣総理大臣は、沖縄県知事に対し、認定経済金融活性化計画の実施の状況について報告を求めることができるものとする。 (第五十五条の四関係)

5 措置の要求

内閣総理大臣は、認定経済金融活性化計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、沖縄県知事に対し、認定経済金融活性化計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができるものとする。

(第五十五条の五関係)

6 認定の取消し

内閣総理大臣は、認定経済金融活性化計画が2(五)の所要の基準に適合しなくなったと認めるときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができるものとする。

(第五十五条の六関係)

7 経済金融活性化特別地区における事業の認定

(一) 経済金融活性化特別地区の区域内において設立され、当該区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができるものとする。

(第五十六条第一項関係)

(二) 沖縄県知事は、(一)の認定を受けた法人が(一)に規定する要件を欠くに至ったと認める

ときは、その認定を取り消すことができるものとする。 (第五十六条第二項関係)

(三) 沖縄県知事は、(一)の認定をしたとき、又は(二)の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならないものとする。 (第五十六条第三項関係)

8 課税の特例

(一) 経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人について、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 (第五十七条第一項関係)

(二) 7(一)の認定を受けた法人の特定経済金融活性化産業に属する事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 (第五十七条第二項関係)

(三) 認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を実施する株式会社(内閣府令で定める要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。以下「指定会社」という。)により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、当該個人に対する所得税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 (第五十七条の二第一項関係)

(四) 指定会社は、内閣府令で定めるところにより、その指定に係る事業の実施の状況を沖縄県知事に報告しなければならないものとする事。 (第五十七条の二第二項関係)

(五) 沖縄県知事は、指定会社が(三)の内閣府令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができるものとする事。 (第五十七条の二第三項関係)

(六) 沖縄県知事は、(三)の規定による指定をしたとき、又は(五)の規定による指定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならないものとする事。 (第五十七条の二第四項関係)

9 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置について定めること。 (第五十八条関係)

10 公共施設の整備

国及び地方公共団体は、経済金融活性化特別地区の区域における企業の立地を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする事。 (第五十九条関係)

主務大臣等について所要の規定の整備を行うこと。

(第百十四条関係)

第四 その他(附則)

この法律の施行期日を定めるとともに、所要の経過措置等の規定を設けること。